

司法試験委員会によるヒアリング議事録

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成17年1月18日(火) 10:00～12:10

2 場所

法曹会館「高砂の間」

3 出席者(敬称略)

司法試験委員会

(委員長) 上谷清

(委員) 小幡純子, 高橋宏志, 長谷川真理子, 本間通義

(幹事) 大谷晃大, 栴嶋裕之, 齋藤誠, 村上正敏

意見発表者

北海道大学大学院法学研究科教授 瀬川信久

広島大学大学院法務研究科教授 田邊誠

関西大学大学院法務研究科教授 山中敬一

政策研究大学院大学教授 福井秀夫

弁護士(第二東京弁護士会所属) 槇枝一臣

司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課)

横田希代子人事課付(幹事兼任), 丸山嘉代人事課付, 古宮義雄試験管理官

4 議事等

【上谷委員長】それでは、ヒアリングを始めます。初めに事務局から御出席くださった方の紹介をしてください。

【横田人事課付】本日は、法科大学院制度の創設、司法制度改革にかかわって来られた方々、また、現在、法科大学院での教育に携わっておられる方々など、いろいろなお立場の5名の方にお出でいただいております。

まず、御紹介させていただきます。

北海道大学大学院法学研究科の瀬川信久(せがわ のぶひさ)教授です。

広島大学大学院法務研究科の田邊誠(たなべ まこと)教授です。

関西大学大学院法務研究科の山中敬一(やまなか けいいち)教授です。

続きまして、政策研究大学院大学の福井秀夫(ふくい ひでお)教授です。

そして、弁護士の槇枝一臣(まきえだ かずおみ)先生です。槇枝弁護士は、中央大学真法会理事長もなさっておられます。

【上谷委員長】皆さまには、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆さま御承知のとおり、現在、この委員会では、新旧の司法試験が併行実施される予定

になっております平成18年以降の期間におけるそれぞれの試験の合格者数の在り方について議論をしているところでございます。これまでも、関係の各方面から書面などでたくさんの御意見を頂戴してはおりますが、本日は、御出席の皆さまから、改めまして、それぞれのお立場からの忌憚のない御意見をお聴かせいただきと存じます。御意見を伺いました上で、私どもから質問などもさせていただき、今後の議論の参考にさせていただきたいと存じますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは最初に、法科大学院関係の皆さまの御意見をお聴かせさせていただきたいと存じます。法科大学院の御三方につきましては、続けて御意見を述べていただき、その後で質問をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず瀬川さんからお願いします。

【瀬川教授】それでは意見を述べさせていただきます。3点ほど申し上げたいと思います。

一つは、法科大学院での教育を実施しておりまして、その観点から、合格率は法科大学院での教育に非常に大きな影響を持つわけですが、合格率が非常に厳しくなりますと、現在、いろいろなことを行っております法科大学院の教育体制に、非常に悪い影響が出てきます。現在は、実務家の先生方にも御協力いただいてロイヤリング・クリニックを行ったり、あるいは発展領域についての教育などを行っているわけですが、どうしても、合格率が小さくなりますと、そういうものに関心が向かなくなって、とにかく合格しなければだめだというのが、学生の当然理解できる学習態度であります。

各法科大学院が多様な法曹を養成するというところで試行錯誤をしているときに、非常に低い合格率が確定されますと、法科大学院の教育体制そのものをもう一度考え直さざるを得ないというような状況も出てくるように思います。

この点について、私の個人的な意見ですが、基本的にはどのように考えたらいいのかと申しますと、全国の法科大学院の学生の中で真ん中にいれば大丈夫なんだと、特殊な勉強をしなくてもいいというような形を最低限確保してもらいたいというのが、法科大学院の教育について責任を持っている者として感じているところです。

それから、もう一つは、もちろん、十分な法曹能力を持たない人が法曹界にいるということは決して好ましいことではありません。しかし、他方でこれまでの法曹を選抜していた物差しがいいのかどうか、今回の司法制度改革で問われていることと思います。もちろん、私どももプロセスとしてのきちんとした法曹教育をし、それは、厳格な成績判定をするということも含んでいるわけですが、そういうことをしながら、きちんとレベルを保つということをしているわけです。しかし、もう一つ、多様性ということが今度の司法制度改革の中で追求されているということで、均一なレベルの高さというのがこれまではあったわけですが、どうしても、部分的には矛盾する多様性というものを図りながらどうやっていくかということではないかと思ひます。

それが極端に表れていますのが、3年課程の未修者コースの人たちなのですが、まだまだ1年足らずの段階というところで、伸びている人は伸びている、しかし、まだまだ困難を抱えている人もいます。この辺は、私どももいろいろな教育指導をしながら考えているというのが現在の状況でございます。

それが3点目に関わるのですが、かなり準備して法科大学院を開校したつもりですが、非常に細かく言いますと、時間割だとか、授業における学生とのやり取りをした後の質問時間をどう確保するか、それから成績判定の在り方、成績を学生に伝えるタイミング、い

ろんなレベルでいろいろなことが問題となっております。これは2年目に向けて、私どももきちんとして取り組んでいかなければならないのですが、例えば先日サンプル問題が出されましたが、新司法試験の枠組み全体がまだ流動的で、検討が現在進行中ということでございますので、私どもも、それをにらみながら、将来の法曹を養成していくときの気を付けなければいけないところを考えていくということになります。したがって、全体を決めてしまう合格者数ということについては、可能な限り時間を取って、法科大学院の実情を見ていただいた上で決定していただけたらというのが、法科大学院で教育を担当している者の希望でございます。

これは、何も一種の猶予を頂くということではなくて、逆に、各法科大学院にとっては宿題をもらうということになるのではないかとというふうに考えております。以上です。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。それでは続いて、田邊さんお願いします。

【田邊教授】広島大学の田邊でございます。私の申し上げたいことも瀬川先生と重なるところがございますけれども、一つは法科大学院における法曹養成というものが、現行の制度に勝るとも劣らない質の高い法曹の養成に向けて努力しているということをお理解いただきたいということでございます。

現行試験は、短答、論述、口述ということでやっておりますけれども、短答、論述でどうしても知識の習得の確認をするというふうなことに重点が行きがちでございます。それに対して口述試験というのは、どちらかというところ、短時間でございましてけれども、法的思考能力を試すことができるのではないかと思います。私どもとしては、これがまさに法曹に必須の能力ではないかというふうに考えます。

その点におきまして、法科大学院の教育と申しますのは、日々の授業において、いわゆるソクラテス・メソッド、問答形式による教育、講義というものをやっております。特に少人数のゼミ形式の場合には、そのゼミの中で、法的思考能力が養われるような教育ができていないかというふうに思っております。

いわゆる、プロセスとしての法曹養成ということが言われておりますけれども、今までは現行司法試験の中で十分に検証できなかった法的思考能力を日々検証しているということが法科大学院の教育の特長ではないかと思っております。

もちろん、新司法試験でも短答と論述ということで、特に論述の方が、試験時間もかなり長い時間が要求されているようでございますので、そこでは現行試験よりも法的思考能力を見るということができるのではないかと思いますけれども、やはり法科大学院の2年間ないし3年間のうちで、そういう点をチェックした上で卒業生を出すという意味で、現行試験制度の下での法曹養成よりも、むしろ法科大学院による法曹養成から出てきた法曹の方が、法曹にとっての必須の能力であります法的思考能力を備えているのではないかと思います。

先日の報道から、やや現行試験に対して新司法試験がどれくらいになるかということがいろいろ言われておりますけれども、先ほど、瀬川先生がおっしゃられたように、あまり低い合格率になりますと、いろんな点で、今やっております法科大学院の授業、講義、教育に若干マイナスの影響を及ぼすのではないかとというふうに考えております。

もちろん、現行司法試験から生まれる法曹と新司法試験における法曹養成から生まれる法曹を比較して、能力の差がある、新司法試験の方が、あるいは新制度の方が、法科大学

院における法曹養成から生まれる人の方が能力が低いということであると問題になるのですが、先ほど申しましたとおり、教育の中身から言いますとそういったことはない。それから、卒業認定についても、厳しい卒業認定をすることを予定しております。我々の大学では最終試験で口述試験を課すということを考えておまして、再度、法的思考能力を試した上で卒業させるということで、厳格にしておりますので、そういう問題点はないのではないかと考えております。

逆に、合格者が絞られるということで、どういう問題が起こってくるのかということをございますけれども、一つは、先ほどの御指摘にもありましたとおり、法科大学院では多様な法曹養成をしようということで、今までよりは広い範囲で学ばせようということをやっております。例えば、我々の大学で言いますと、金融関係の法律に重点を置いてやっているわけでございますけれども、もし、試験で合格する人が少なくなるということになりますと、どうしても試験科目に限定した勉強を法科大学院の学生がするのではないかと考えておまして、ある程度の合格率、5割、できれば6割程度の合格ということをやっていた方が、法科大学院での教育のゆがみということがなくなってくるのではないかと考えております。

それとともに、今回、新制度になりますと、司法修習の前期修習がなくなるということ、さらに全体として1年くらいとなるのではないかと考えておまして、法科大学院に実務教育として期待される面が多いのではないかと考えております。我々の大学では、特にリーガルクリニックに重点を置いてやっていきたいと思っております。この点でも、合格率が下がりますと、これは必ずしも試験に直結する勉強ではないので、どうしても学生としては力が入らなくなるおそれがあるのではないかと考えて、我々が理想とする法曹養成が難しくなるのではないかと懸念がございます。

今回、司法試験委員会の方で、新しい制度でどれくらい合格者を出すかということをお決めになるのですけれども、できれば2007年以降につきましては、現在行われております法科大学院教育のある程度の成果を御覧になってからお決めいただければ有り難いと考えております。今年の8月にもプレテストがございまして、いろんな情報がこれからも明らかになってくるのではないかと考えます。もちろん、我々の方が、優れた教育をしていかなければならないという点でつらい面があるわけでございますけれども、そういう成果を見定めた上で、2007年以降の合格者の枠をお決めいただきたいというのが我々の希望でございます。

最後に蛇足でございますけれども、今回、一部の報道によって、800人ということが出たのでございます。今回ヒアリングを持っていただきましたことから、あの段階では未決定であると、そういう人数は決めていないということが改めて分かったわけですが、もし可能であれば、未決定であれば未決定であるということだけでも、あの時点で御公表いただければ有り難かったのではないかと、もちろん、ではいくりにするのだということをお聞かれるとお困りになったのですが、その点だけでも言っていただいた方が良かったのではないかなと思っております。以上でございます。

【上谷委員長】ありがとうございました。それでは引き続きまして、山中さんからお願いします。

【山中教授】ただ今のお二人の方と重複するところが多いかと思っておりますが、意見を述べさせ

ていただきます。

まず、私見でありますけれども、初回の合格者数は少なくとも1,200名くらいとするべきではないか、そして、移行期として残される司法試験合格者は500名を上回らないものとするべきであると考えます。もし、素案のように、全体で初年度1,600名ということとしますと、400名を超えない。それから先ほども申されましたように、2007年度以降の合格者数については、成果を見ながら決定するべきではないかというふうに考えております。

それから更に、2010年以降の合格者数につきましても、3,000名に固定する必要はないのではないかとこのように考えております。

その理由を6点ほど述べたいと思います。

まず第1点は、新たな法曹養成制度の成否への重大な影響ということでございます。第2点は、法科大学院の教育内容や、学生の学習態度への重大な影響ということであります。第3点は、法曹志望者一般への強烈なメッセージ性ということであります。第4点は、経過措置としての現行司法試験受験者への配慮と新司法試験合格者のバランスという観点であります。それから第5点は、評価の基礎として、法科大学院修了時における教育成果というものを見ていただきたいということでございます。第6点は、その他一般的な理由であります。

まず第1点であります。先ほどから強調されていますように、現在、法科大学院では、その理念と制度設計に従って、教員と院生の間に、どちらも極めて熱心な、真剣な教育が行われております。もしこの合格者数を極めて厳しく制限いたしますと、法科大学院において理想とされている教育内容と教育方法に重大な影響を及ぼすことは明らかであります。

法科大学院教育というのは司法試験科目に特化した教育を施しているのではなくて、それぞれの法科大学院が特色を出した先端科目、あるいは展開科目を置き、法曹倫理、裁判演習等の実務関連科目をも学ばせようとしております。司法試験科目は特定されておりますけれども、これらの司法試験科目の中で、このような総合的な学習の成果を問うような試験になるべきだということであるはずだと思います。そのような意味で、先ほどから強調されていますように、合格率があまりにも低く設定される場合、受験勉強に集中させるという弊害を招くということは明らかだということで、これは法科大学院の教育システムそのものを崩壊させるという危険性を含んでいると思っております。

法科大学院にとっても、競争的な環境が必要だということも言うまでもありません。法科大学院が理想としております、今後何十年と規定していきます、法科大学院の高度な専門能力と豊かな人間性を持った法曹を育てるという役割を担う法科大学院制度の成功のためには、少なくとも5割から6割の合格者を出すことが必要であろうと考えます。

第2点ですが、これも少し繰り返しになりますが、先ほど申しましたとおり、いろんな科目で多様性を鑑みた教育というものが行われておりますが、現在、その制度に従って、教育をする側と教育を受ける側の、教育現場における一種の信頼関係というものが樹立されてきつつあります。院生は、カリキュラム、教授方法を信頼して研さんに励んでいるわけであります。昨年度の新新聞報道によりまして、それぞれ800人とするという新聞報道があったときに、大変大きな動揺を与えたということは事実であります。教育現場の院生と教師のモチベーションを維持するというためにも、初年度60パーセント以上の合格率を出すということは必要であろうと思っております。

第3点は、法曹志望者へのメッセージ性ということではありますが、10月8日の新聞報道では、法科大学院生のみならず、現行司法試験を希望している受験者にも大きな影響を与えたと感じております。それまでは、今後は法科大学院の時代だということ、そちらに受験生の目が向いていたのが、800人ということになりますと、にわかに、もう一度現行司法試験で挑戦しようという選択肢が現実性を帯びたものとなってきたということで、極めて、現行司法試験に臨んでいる学生にとっては、このままこの勉強を続けていることが有利だという判断をそそることとなりました。これらの受験生の中にはもちろん優秀な受験生もおりますけれども、現行司法試験対策としての暗記、受験技術のみの修得に腐心し、法科大学院で行われているような法的思考の修得とは無縁の勉強を重ねている者も少なくないと思われまます。経過措置であるにもかかわらず、このような現行司法試験有利との選択肢を選択する者に不当な希望を与えるというのは、受験生を惑わすものに過ぎないと思われまます。したがって、抜本的にこの数を増やす必要があるだろうというのがメッセージ性であります。

次の点ですが、新旧司法試験受験者への配慮のバランスということではありますが、先ほど申しましたように、1,600名と仮定しましても旧試験の合格者数は400名を超えるべきではない。合格者総数をそれ以上と仮定しても、長年、500名の合格者という現行司法試験の時代が続いてきたわけですから、その数を超えるべきではないだろうと思われまます。

移行というのは、新司法試験が法科大学院のプロセスとしての教育を踏まえた、現行司法試験よりは優秀な法曹を育てることができるという前提の下で始まったわけですから、現行司法試験では、御存知のように、合格ラインすれすれのところになりますと、1点のところは何十人と、同じような答案が並んでいるということでもあります。そこで、何点が違うというこの点数の違いと、法科大学院でプロセスとしての教育を受けてきた者を比べまますと、先ほどのメッセージ性という観点から言いましても、新司法試験の受験者を多くするという配慮に結びついて当然だろうというふうに思っております。

次に、現行司法試験の受験者の方が、能力的に現在法科大学院に行っている者よりも高いのではないかというふうに言われております。この根拠は分かりませんが、法科大学院の院生の評価というのは、2年間終った段階で評価するべきでありまして、我々現場にいる者としては、伸びるものは非常に伸びているということで、その成果を実感しております。したがいまして、その時点で評価するべきであって、現在の時点での評価、これは、よしんばそういった差があるといたましても、その評価を基礎として置くべきでない。

しかも、現行司法試験合格者数そのものが、この何年かで何倍にもなっているわけですが、合格者の資質の均一性が維持されているとはいいがたいというふうにも思われまます。

最後に、一般的な理由ではありますが、今まで、一発試験で決めていた制度におきましては、長期間の受験生活というのは個人の選択の問題であったかもしれまません。しかし、法科大学院制度は、法曹養成に向けてプログラムされた国家の制度であります。その入学生の2割ないし3割しか合格しないという制度は社会的なロスが非常に大きいということは言うまでもありません。法科大学院の課程を修めた者の少なくとも5割程度が報われるような制度にする必要があります。

法曹人口の増加が法曹の質を下げるという見方が根強いわけではありますが、日本より人口が少なく法曹人口の多い諸外国の法曹の質が低いとは言えませんし、日本人の法曹としての資質が諸外国より劣っているとも言えないのであります。日本型のロースクールの成

否は、そのシステムの内在的無矛盾性にかかっております。法科大学院のシステムは、司法試験を資格試験として位置付けるシステムであって、初めに合格者数ありきという制度ではないと思われま。それはむしろ、司法試験に合格した法曹の有資格者が、競争的環境の中で切磋琢磨していくということを期待した制度であります。この制度を選択した以上、合格者数を固定するという制度から、発想の転換が図られるべきであると考えられま。以上でございます。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。それでは、法科大学院関係の皆さん方からの御意見をお聞きした段階で、私ども委員の方から、御質問をさせていただくこととなりますが、その前にお断りしておきたいのは、先ほどの、現行司法試験の合格者数が800で新司法試験の合格者が800という、10月8日でしたか、新聞記事が出た件のお話がありましたけれども、あれは、全く法務省の素案というものでございませし、私どもでそれまでに、それについて一度も議論したものでありませので、あの記事が出ましたすぐ後に、法務省の方で、記者クラブに対して、あれは事実と反するという御説明をいただいて、記者の皆さんには、あの記事が正確ではないということをお伝えしたはずで。

それがなかなか取り上げていただけなかつたというところがございます。確か11月26日の私どもの委員会でこの問題を初めて真剣に議論いたしました後で、この司法試験委員会の議論として、その当日議論されたことを正式に事務局を通じて公表いたしました。これは、新聞記事にも掲載していただいていると思ひますが、その時には議論をしている過程でございます。また皆さん方から御意見を聞こうという段階でありましたので、具体的な数字もその時にはまだ決めてございませし、現在も検討中でございます。したがって、具体的な数字としては委員会では決めている段階ではない、しかし、新しい法科大学院という制度ができたことを十分に尊重して、これをできるだけ活かしていく必要があるということではすべての委員の意見が一致しているということ、きちっと報道機関にもお伝えしたつもりでございます。その点だけは誤解のないようお願いしたいと思ひま。

それからもう一つは、今のお話の中に出てきました、現行司法試験を受けている人の方が能力が高いのではないかという意見が一部にあるということでございますけれども、こういうふうな議論は、私どもの委員会の中では全く議論されたことはございませ。そういう議論をしている人がどこかにいるのかもしれないし、そういうふうな話を時々聞かされることもございませけれども、私どもとしては、委員の中でそういう議論をしたこともございませし、現に比較の材料もないわけでございます。そういう点でもひとつ誤解のないようにしていただきたいと存じます。それでは、委員の皆さん方で質問等ございましたら御自由にお尋ねください。

【本間委員】3人の先生方のどなたでも結構でございます。特に瀬川先生と山中先生の御意見の中に出てきたと思ひますが、司法試験というのは資格試験であるべきだということでございます。そのとおりかと存じますが、そこで、合格者数を固定するべきではないという御意見でした。ただ、もう一方で、合格率については固定したのものとして5割とか6割とおっしゃっているわけ。合格率をこのように定めるということと、資格試験であるということの関係をどのようにお考えなのか、御教示いただければと思ひま。

【山中教授】その点は、私が申し上げた合格者数というのは、これは現在、現実性を帯びている数字と日常考えられているものから割り出したものでございまして、合格率を固定すべきではないといっても、本来は受験者のうちの少なくとも5割、6割は通るような制度として設計すべきだというふうに思われます。法科大学院の数というのも問題になりますし、さらにそこでどの程度厳しく成績評価等がなされるかということもかわりますが、例えば、全く仮定の話ですが、卒業生が入学者の8割としますと、その中の5、6割は合格するというような制度であるべきだと思いますが、逆に言って、現在まで、司法制度改革審議会から述べられている意見の中ではやはり、3,000人という数字が述べられておりまして、いわば合格率固定制をにわかに取り入れて、法科大学院の卒業生の5、6割に固定するという制度は難しいのではないかというふうに思いますし、資格試験であるべきだと申しましたのは、最後に一般論として制度としてあるべき姿を申し上げたわけです、その辺は少し矛盾しているように思われるかもしれませんが、現実的な案としては、3,000人に固定すべきではないと考えますが、一挙に増やすとなると研修所その他の施設にも問題もありますし、その辺は、現実的な判断に委ねられるべきだという趣旨でございました。

【本問委員】資格試験ということはある一定の合格レベルを想定することであろうと存じます。そうしますと、その合格レベルに到達する法科大学院の修了者がどの割合なのかということは、軽々には想定できないのではないかと考えてございます。そうしますと、山中先生のおっしゃった5割、6割というのは、そのレベルを検証する前に実は数を固定することにならないかということでございます。例えば、司法制度改革審議会の意見書の72ページにも、一つの合格レベル、司法試験の合格レベルを想定した表現がございます。法科大学院の教育内容を修得した法科大学院の修了者に、新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力を判定することを目的とするということです。これは抽象的な表現なのですが、このレベルに達している人たちが5、6割いるということをどのように確認したらよいのかということを含めて教えていただければと思います。

【山中教授】初年度は別として、最初から5、6割というのは、特に経過措置期間中は非常に難しいとは思いますが、ただ、アメリカの制度やドイツの制度を見てきましても、例えば法学部がドイツの場合法科大学院に当たると思いますが、日本よりは人口が若干少ないと思うのですが、それにしても6,000名以上の合格者を出しております。法曹として必要な資質というのは現行司法試験で求められていたような、500名の時代が特にそうですが、非常に厳しい試験だということが必要なのかどうか、これは質を下げろといっているわけではございませんけれども、法科大学院制度というのは、先ほどから申し上げますとおり、法学部に入って法学を学んできた者だけではなくて、多様な人材を確保するというところもあるわけございまして、一定の、3年間の勉強を経て、そこで修得できる者については法曹資格を与えるべきだというのが、一本考え方の筋としてあるのだと思います。

先ほどから申しておりますように、モチベーションという観点から見ても、ハードルを高く設定して、1割ないし2割しか通らないというようなボーダーラインを設けるとい

こと、これは制度の欠陥であるということであって、その調和を図るというのが、まさに課題であろうと思います。

【瀬川教授】資格試験と言えるかは非常に難しいと思います。司法制度改革審議会でも明確には資格試験と言っておりません。それから自動車の運転の免許資格と法曹の資格とどのような違いがあるかと言いますと、自動車の場合は一定の安全運転ができるかどうかという一定の基準ができると思うのですが、まさに多様性が問題となっている法曹がいろんな場面で必要となっているときに、資格ということはなかなか難しい。ですからニーズが出て来ざるを得ないというしくみになっているのだらうと思っています。ですから、資格試験だからということとはなかなか言いにくいのであらうと、私は資格試験とは言わなかったのですが、そういう問題であらうと理解しております。

【本間委員】先ほど、瀬川先生が、全国の法科大学院の学生で何らかのレベル、真ん中にいれば合格する程度のことをおっしゃいました。その関係で、私は資格試験と申し上げたと存じ上げておりますが、もう一方で、田邊先生は成績評価、修了認定を厳しくなさる、あるいは修了認定で口述試験を施すというようなこともおっしゃいました。その関係で、現在の法科大学院においては、どのレベルの院生たちが卒業してくるものか、それを想定されるのか。もちろん最終的な到達レベルはございますけれども、なかなか想定は難しいでしょうけれども、それは先ほど、山中先生がおっしゃったとおり、最終のレベルで判定するべきだということであれば、先生たちが今の現場におられて、どの程度のレベルの院生が育てている可能性があるのかという点、そのための修了認定等の実際の実施を、どの程度の厳しさでなさるおつもりなのかを御教示いただければと思います。

【田邊教授】なかなか難しい質問で、できるだけ高いところまで行くように努力している段階でございますが、果たして2年間、3年間でどこまで行けるか分からないというのが個人的には本音なのですけれども、やはり、少なくとも知識のレベルでは現行の司法試験に合格する方々と劣らないレベルまで行く、ただそれだけではなくて、法的思考能力という意味では更にそれを上回るような人々を養成するというふうに考えております。

プロセスが違いますので、現行とは必ずしも比較できないわけですがけれども、法曹としての資質、能力において劣ることはないような人が、2年、3年かければ養成できるのではないかというふうに思っております。

【瀬川教授】本間委員の御質問と絡めてお答えしたいと思いますが、全国の法科大学院生の真ん中にいれば安心だとして勉強に取り組めるということが、法科大学院の教育を担当している者としては、それが崩されると、根本的に教育システムを考え直さざるを得ないということで申し上げたわけです。それとの関係で、現行司法試験を受けて、今まで私もかなりの学生の勉強を指導してきたわけですが、これまたいろいろな人がいるわけですね。ただ明確に言えるのは、法科大学院に行っている学生は、入学試験を通過しているだけあって、現行司法試験で勉強して、グループを作って勉強していますけれども、そういう人たちと比べると、もちろんレベルはうんと上です。その中で、きちんとした教育をしてどこまで行くかというふうに考えておまして、その時にどの程度の能力をと言われるすと、物差しをどう作るか、これは新司法試験の問題の在り方とも絡んできますけれども、例え

ば非常に細かい知識，細かいといってもいろんな質の細かさがありまして，例えば時効期間が何年かということは全部知っておくことはない，しかし相続分がどういうふうに分かれているかを知っていないととても法律相談には応じられないわけで，その辺は難しい問題で一言では申し上げられませんが，こういうところは目指している資格だということは，ちょっとにわかにお答えできないということで，申し訳ありません。

【上谷委員長】では恐縮ですが，他の委員にも御質問があるでしょうか。他の委員の方がでしょうか。

【小幡委員】資格試験にするかとか，5割，6割というお話がございましたけれども，一応伺いたいのですが，5割，6割という場合，単年度の試験における合格者の割合をおっしゃっているのか，当然1回目だめでも3回受けられるということで滞留していくわけですし，一人の法科大学院生が最終的に合格するかという割合で言われる場合もございますね。どちらのことをおっしゃっているのかということをお伺いしたいということと，それから本間委員のお話にもございましたように，法曹の質を測るのは難しいということで，今の御三方のお話ですと，旧来の司法試験を受けた者の質とは違うものを目指しているのだというお話であったかと思えます。多少抽象的にでもよろしいので，どのような法曹を育てたいかということで目指しておられることが，輪郭でも言葉になった方が分かりやすいかと思えますので，そのようなものがあれば，お伺いしたいということです。

それからもう1点は，全員そうおっしゃったかは分かりませんが，2007年度以降については，まだ法科大学院がどのようになるかが分からないので決定するべきではないというようなお話がございましたが，これは現場の法科大学院生にとっての，予測可能性とか，そういうようなことについては考えなくてよいという御判断であるのかということをお伺いしたいと思います。

【上谷委員長】御三方からそれぞれ簡潔にまとめていただけますでしょうか。

【瀬川教授】どれくらいということなのですが，私は先ほど，全国の法科大学院の真ん中にいればというその真ん中ですが，あえて言いますと，真ん中にいれば大丈夫ということになりますと5割では不安だということになります。しかし，3回受けられるということになりますと3回チャンスが回って来るわけですから，3回受ける者が60パーセント以上の確率になるということであれば，真ん中にいれば安心という以上のものが与えられるということになるのかと思えます。私が言えるのは，差し当たりその程度でございます。

2番目のどんな法曹に育てたいかということでございますけれども，一つははっきり言えるのは，もちろん法律家の知識は持ってもらうなければ困ります。しかし，同時に思考力，思考力という場合に，いわゆるパズルを解くような思考力はもちろん必要なのですが，相手，相手というのは顧客の場合もありますし，裁判官の場合もありますし，立法関係者の場合もあり，いろいろなレベル，局面が問題になりますが，きちっと自分の考えを伝えて相手のことを理解していくというコミュニケーション能力ですね，これをきちんと身に付けることが大事であろうと，今は3点くらいを考えております。

それから，将来の合格率を現場の学生がどう考えているか，これは私が何人かの学生，かなりの学生とコミュニケーションを取っているつもりですけれども，学生によってまち

まちです。いろんな学生がおりますので、予測とか覚悟とかということについては、今これを決めないから予測ができないという問題ではなくて、各学生が置かれた状況によって非常に違うのだということをごさいますて、家族がいる者、家族がない者、全然状況が違いますので、一般的に予測ということは少し言いにくい問題ではないかと思ひます。

【田邊教授】まず、5割という数字、これは、卒業した年度の合格率というふうにかけております。これは先ほどの話でもございましたけれども、そういうふうにしていただいたほうが、法科大学院の教育にゆとりができて、多様な科目の履修とか、実務基礎教育の充実とか、そういうところへ力を割きやすいのではないかと、学生の方も、そういうことで受験科目に限定せずに勉強ができるのではないかと、いうふうなことがございます。

それから法曹の能力ですけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、一つは最低限の知識がないといけないわけですけれども、知識というのは時代によって新しいものを取り入れていかなければいけないということで変わっていくわけですね。むしろそれより重要なのは、適切な判断のできる法的な思考能力ではないかと思っております。これは、日々法科大学院で養成していけるものだと考えております。

それから、17年度以降のことですけれども、これは瀬川先生がおっしゃったように、学生によって必ずしも同じような受け取り方はしないだろうと思っております。そこまでは先に決めていただきたくはないということをお願いしたのは、我々自身に跳ね返って来る問題でありますけれども、やはりそこで法科大学院の成果を見定めていただいた上で決めたい、法科大学院としてはできるだけ法科大学院卒業生の中から多くということとは言えるのですけれども、もし万が一それがうまくいかなかった場合には、このような言い方はどうかと思ひますが、減らしていただいてもいいかもしれませんが、うまくいった場合には、さらに増やしていただいても構わないということで、我々としては、卒業認定のところできちんと卒業認定をしますので、できるならば、卒業させた人は全員合格してほしいというのが本当のところ、それだけのレベルの人を卒業させるということは考えております。

【山中教授】まず、5割ですが、これは難しい問題でありまして、毎年5割が理想かもしれませんが、そうなりますと現在の法科大学院の総定員などを見ますと、一挙に非常に増えてしまいますので、厳密には少し下がってしまうのかなと。この辺も非常に難しいところだと思ひます。

それから、2番目の法曹養成の目的ですが、これは今言われたこととほとんど同じですので、一つだけ付け加えますと、改革審議会の意見書で養成すべきは社会の医師だということがありましたけれども、今までの法曹養成というのは、ドイツの制度は裁判官を養成し、アメリカの制度は弁護士の養成を目的としているのだということがよく言われますが、日本の場合はどちらかというと裁判官等を目指していたのではないかと思ひます。しかし、今後は、上級審に破棄されない判決を書く優秀な裁判官を養成するのが唯一の目的ではなく、いろいろな場面で活躍する多様な法曹の養成を目指すべきではないかと、知識、思考力、応用力、創造力というものも重要かと思ひますが、そういう法曹養成であるべきだと思っております。

それから予測可能性の点は、経過措置は2010年までということになっておりますので、先ほどの田邊先生の意見のように上下しても構わないかもしれませんが、ただ新たな

制度に移るということで、法科大学院をやめてしまうということであれば別ですが、これに手を加えて良くしながら何とか、何十年か維持していこうということが理想ですので、そう短期間に決めるべきではない。そうしますと、現行司法試験受験者の立場で考えてみて、2010年に、新聞報道にもありましたように、50名とすると、その間の割り振りというのは、受験生の楽観的観測かもしれませんが、初年度を起点として経年的に経過措置として設けられている限りは減っていくのだろうというような予測をするかもしれません。例えば、初年度400名程度としますと、その有意差というのはそれほど大きなものではない。それが、そんなことはないとおっしゃいましたけれども、例えば800人としますと、次は400人なのか600人なのかということ予測可能性が狂ってくるということが考えられますので、その点で予測可能性がある方が望ましいということと、法科大学院の成果を見るべきだということ、これは矛盾しているようですが、両立し得るものだと考えられます。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。長谷川委員，高橋委員，質問はございませんか。

【高橋委員】合格者数うんぬんによって、法科大学院に大きな影響、悪い影響が出るということでしたが、恐らくそれに手をこまねいているわけではないと思います。それに対していくつか考えていらっしゃる事がおありだろうと思いますが、それを御披露いただければと思います。

関連して、私ども司法試験委員も幾つかの法科大学院を訪問させていただきましたが、去年の最初の夏学期でどれくらい不可をつけましたかと質問いたしましたところ、訪問したどの法科大学院もほとんど不可を付けていないというお答えをいただきました。それはそういう事実があったというだけでございますが、法科大学院側の対応策として、恐縮ですが田邊先生にお願いします。

それから、現在の法科大学院の学生から、私どもに対して大変多くの意見書をいただきました。大体似たようなものが多いのですが、その中で一つの典型といたしまして、平成16年度の入学生は、初年度、次年度の新司法試験の合格率が、それ以降より高いというデータを信じて法科大学院に入ってきたのだ、その期待を裏切るとはどういうことだというもの、平成16年度の入学生は、初年度、次年度の合格率が、それ以降の合格率より高いというデータを信じて、現行司法試験の受験を断念して法科大学院に入学することを決意したというものがございます。この表現、所詮、意見書に書かれたこととございますから、そう深く考えることではないのかもしれませんが、どういう印象を持たれますかということの御返答を、恐縮ですが山中先生にお願いしたいと思っております。

【田邊教授】まず、最初の御質問は、中身がよく理解できていませんけれども、不可を付けたかどうかにつきましては、私どもでも、いったんは不可を付けた学生が一割ほどおります。ただし、補習をさせた上で、私どもでは全員合格ということにしております。これは、全く最初でございますし、前期でございますのでそのようにしたということとございまして、後期につきましては、厳しくやることを学生にも言っておりますし、教員の方も意思統一をしております。ですから、最初だからちょっと緩くしたということは学生も教員も分かっているということとございます。それから、特に合格率がどうなるかという報道を

受けての対応策ということは、特段、今のところとっておりません。これからどうなるかによって対応策をとらなければならないかもしれませんが、今のところはとっておりません。

【高橋委員】法科大学院の学生が多様な授業を受けなくなる、それを法科大学院としては放置しておくのですか。

【田邊教授】いえいえ、ですから、まだ実際に合格者の数が決まっておられませんので、決まった段階でどうするかということを考えてということで、まだ正式な御決定ではないということで、報道にあった800人という数字を私自身信じておりませんでしたので、対応策というのはとっておりません。

【山中教授】対応策という点では、今はまだ2年次の前期が終わったところでありまして、後期までに配当された選択科目、展開科目等に限定されているわけですね、司法試験では選択科目が1科目ですので、そのような科目が多く配当されている3年次配当科目の選択に当たって悪い影響が出るだろうということです。したがって、現在まだ、そういう対策は、田邊先生と同じようにとっておりません。

初年度だから、期待して入ってきたのだから、ということは私は申ししておりませんが。

【高橋委員】いやいや、現にそういう学生が我々に対して言ってきた。それに対してどういう印象をお持ちになりますか。

【山中教授】そういう期待はあっただろうと思います。初年度だから優遇されるのではないかという期待があっただろうということもあっただろうと思います。当初7、8割という合格率が報道されていまして、特に仕事を辞めてきた人は、こんなはずではなかったという思いを持ち、入学生の中に、若干それとは違うということで、我々のところで退学していった者もいます。それ自体は初年度だから、期待値が高いからそれにどうしても報いなければならないということではないと思います。ただ、流れを作っていくためにはかなりの合格者を出す必要があるという趣旨です。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。それでは、時間が参りましたので、1点だけ私から聞かせていただいでよろしいでしょうか。先ほど高橋委員がお聞きになったこととよく似ておりますので、簡潔に申します。改革審議会の意見書でも言っておられるとおり、やはりプロセスとしての教育が大事である。しかし卒業の認定は厳格にする。つまりプロセスとして時間を掛けて教育すると同時に、一発勝負の試験でなくするために時間を掛けて教育する代わりに不適任者は修了させないと、そこで立派な、適格のある人を選んでいく、だからそれを信頼して司法試験は合格率を良くする。例えば今、山中さんがおっしゃったとおり、括弧して7、8割くらいというふうに私は読むわけですがけれども、先ほどからお話を伺っていますと、例えば真ん中くらいとか、もう少しくらいの低い学生はぜひ通ってほしいと。もしそういうふうにお考えならば、例えばそういうふうなもの、半分で切るのはさすがに無理かもしれませんが、もう少し緩やかに考えても、それより劣るものは卒業させないと、もし法科大学院の皆さん方がそういう方針をお取りになればですね、

例えば6,000人の入学者がいても、卒業生は4,000人前後になるわけですね。そうすると仮に将来3,000人が合格するとしても十分7,8割通るわけです。しかも単年度で。そういうふうなことが計算上出てくるわけです。

そういうふうな可能性、自ら熱心に教育していただく、時間をかけて教育していただく代わりに、やはり不適格者は心を鬼にして修了認定しないと、そういうような厳格な措置をとっていただけないというような、皆さん方の大学で、皆さん方の考え方として、そういうことをやっていただけないことをお考えかどうか、他の大学も含めて、推測でも結構ですから、何か御意見がございましたらお願いします。

【瀬川教授】私どもの法科大学院で、入学者の何割を卒業させるかという数字をお示しすることはとても難しいところです。これはそれぞれの法科大学院、それを構成している教員の教育観、法曹観、それから人間観が絡んできますので、しかも多様性を求めている新しい制度の下でそれを出すのかということは難しいですが、しかし、法曹としてふさわしい人を卒業させるのだ、そこで線を引くという覚悟はございます。

【田邊教授】私どもも同じことをごさいますして、法曹の能力、知識を備えた人をまず養成していく、教育の中身を良くしていく。その結果、不適格な人がいれば卒業させないということになるかと思えます。ただ、それが何割となるかということは、我々の教育能力とも関係がございますけれども、できるだけ卒業させる、そういう方向に努力するということが現在のところはいえませんが、ただし、甘くするということはないということは断言できます。

【山中教授】ほぼ同じように考えております。非常に難しいところをごさいますして、例えば未修者の私のクラスでは、八十何人かのうち、十数人を落としました。これに夏休みに補習を加えて、最終的に5名でした。これは未修者ですので、入学前には法律の勉強はしていませんので、その意味も、いったん落として夏休みに頑張ってもらおうという趣旨でありまして、すべて箸にも棒にもかからないというわけで落としたというわけではございません。今はまだプロセスですので、希望を失わせてはならないということで、発奮して頑張ってもらおうという方向で考えておりますので、最終的には法曹の資質という、今まで日本で考えられていたものよりは多様な能力ですが、その資質に合ったような判定をしていくという点では、田邊先生らがおっしゃったことと同じであります。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。それではまた後で、時間がございましたら、お伺いすることもあるかと思えますが、続きまして政策研究大学院大学の福井さんに意見発表をお願いします。

【福井教授】福井でございます。

まず第1に、資格試験は質を保证するのかということです。今も御議論がございましたが、資格の意味については、特に法律家の間で依然として大きな誤解が存在しているように思われます。今の御議論をお聞きしましても、そういう印象を大変強く持ちました。資格が何のためかということですが、資格者の質を確保するためのものですから、質を維持するために資格の付与を一定以上の厳格さをもって行わなければならないという思い込み

が一部にあります。

この議論は妥当でないと思われませんが、その1つ目の理由は、資格試験をいくら難しくしても、実際に業務に従事して初めて分かる、そういう真っ当さや、資格者のユーザーに対するサービス水準を直ちに保証するものにはなり得ないということです。試験で測ることができる質と、実際に必要とされる質は必ずしも一致いたしません。

2つ目は、だれにとって、どの程度の質が求められるのかについての焦点が定まっていないと思われま。弁護士であれば、例えば行政訴訟、知財訴訟を担当する者と、貸し金や離婚などの典型的な紛争を処理するのでは、求められる知見の範囲や高低に大きな差があります。また法廷弁護士と法律相談でも大きな差があります。一律にピンポイントの質を議論すること自体、必ずしも生産的ではないと思われま。

3つ目は、質は、結局のところ業務に従事していく際のサービスの丁寧さや高度さに依存するわけですから、資格者の実績を消費者が完全に開示を受けて、資格者が消費者から高い評価を受けるように自ら切磋琢磨する、そういうインセンティブを保持し続けなければ、質の向上などあり得ないわけでありまして、資格によってとにかく品質を維持するのだという議論は、たかだか一回限りの試験、資格試験の時の成績が、生涯にわたる高品質を極めて蓋然性高く保証するという幻想とセットになっていると思われま。

第2は、市場の失敗としての情報の非対称ということです。取引を行う当事者相互の間で財やサービスに関して持つ情報に格差がある時、これを情報の非対称といい、市場が失敗します。中古車や中古住宅の売買などで、欠陥の隠れいを消費者が見抜きにくく、このような欠陥車が一定比率出回ると予想されるときには、その欠陥のリスクを見込んで、消費者は付け値を下げることが行われま。ところが付け値を下げた、欠陥を見込んだ安値では、良心的な業者は費用を賄うことができなくなっ、結局は悪貨が良貨を駆逐して、優等なサービスが消滅してしまうことになりま。

こういう情報の非対称を防ぐためには政府介入が正当化されるわけですが、その必要十分な対策は、包み隠しが無い情報の開示が有利になっ、逆に出し渋りが不利となるような措置を講じることま。競争の促進は、正しいインセンティブを供給者に与えま。情報の開示義務の設定や、情報の不開示・虚偽の情報開示に対する罰則・サンクションも有効となりま。

次善の策、セカンドベストは、あらかじめ一定の品質を備えている蓋然性が高いと想定される基準を設定して試験で選抜し、資格者にのみ、例えば、名称を名乗ることを許すという、一種のブランドによる差別化です。しかし、どうせたかだか一回の試験が、生涯の資質を保証し続けることにはないことは先ほど申し上げたとおりですので、資格試験自体、かなり大雑把な目安に過ぎず、情報の非対称は依然残ることとなりま。

よくある制度ですが、もっとも稚拙な策は、弁護士、医師等に見られまが、業務独占の資格付与でありま。業務独占はもともと専門家の資質について完全に納得し、例えばブラックジャックという無免許医師の漫画がありまが、資格はないけど腕は確かだと見込んで頼みたいという消費者がいて、引き受けたい専門家がいるときには、情報の非対称がもともとない前提ですから、政府の介入は合理化されま。しかしこれを禁止することを意味するわけです。弁護士法72条のような制約を、情報の非対称によって合理化する余地はないといわねばなりま。無論、他の市場の失敗の論拠もございませから、これは参入を抑制する規制であり、有害な政府介入と言わざるを得なくなりま。

資格試験の受験者に、法科大学院修了者に限るという資格を設けることも、本来大学院

修了者であるか否か、その違いを十分に分かっているという消費者にとっては、大学院などに価値を置かぬという消費者の選択を禁じることに等しいわけですから、やはりこの意味でも有害な参入規制と言えるわけです。

この観点からは、名称独占、業務独占問わず、資格制度が発揮できる市場の失敗の補完の程度はたかが知れています。後者は有害ですらあります。本質的な対策は、業務独占を廃止して名称独占に転換するとともに、弁護士の広告の自由を認める。むしろ弁護士の過去の業務歴、勝訴敗訴案件、報酬額等を開示させるとともに、不開示や虚偽開示に対して資格剥奪等の厳正な措置を取るということがまず筋だということを上記でおきたいと思えます。

第3は、法曹人口の本論ですが、人口比で法曹人口を見ますと、日本は欧米で最低のフランスよりも更にはるかに少なくなっています。このような過少な法曹人口を、情報の非対称策としての資格の付与制限では正当化することはできないと考えます。日本が10年以内にフランスに追いつくためという前提をとるとしても、今後、毎年1,000人規模の程度で合格者を増大させて、2015年に12,000人程度の合格者とする、それでやっとフランス並み人口の9万人台に達します。

合格者が増えると質が下がるという議論がありますが、これは、情報の非対称の理論その他一切の政府介入を正当化する論拠に照らして、必ずしも意味を持ちません。仮に質が下がるとしても、問題とすべきことは、試験で測ることができる資質ではなくて、弁護士等としての実務処理能力であるはずで、しかも、下がっても構わない、私はその人にそんな高度な業務は頼まない、格別に高級な学問を修めてもらう必要はないという消費者に対して、あなたたちはそこで納得せずに、もっと高い報酬を払って、質の高い資格者にのみ頼みなさいと命令する必要はないわけです。実務者としての能力を、さっき申し上げました事項について完全に開示させて、納得ずくの消費者がそれを分かって依頼するというのを禁圧する必要はないと考えるべきです。

法曹人口が増大すればするほど、競争で確実に、同集団の専門家の質は向上するわけです。質をうんぬんして人口増を抑制するというのでは、結局は人為的な需給調整であり、弁護士報酬を高止まりさせるという意図を疑わざるを得なくなります。人口自体には、本来絶対的適正値があるわけではありませんが、法曹人口自体が十分に多くない限り、必要な法律サービスを受けられずに権利を守ることをできない個人や企業が残されたままとなります。

ロジック自体はやや疑わしいのですが、もともと法科大学院構想は、法曹人口を増加させても法曹の質が低下することがないようにという、いわば安全装置としての意義を期待されていたことが、司法審意見書等でも明らかですので、人口増を一定の政策として選択してしまった以上、少なくとも試験で測れる程度の質の低下が見込まれるということは織り込み済みでありまして、何ら驚くに値しないと思われまます。

本来の情報非対称対策である情報開示の徹底により注意を払って、人口の抑制要因として機能するような障害を取り除くことが重要課題と思われまます。その意味で、法科大学院が、今の、極めて過少な司法試験の合格者の割当て総数を前提として、その中での極めて矮小なパイの争奪にのみ関心を強めているように見受けられるのは遺憾です。法科大学院修了者だから余分に割当てをよこせというのでは、もともと法曹サービスの消費者の立場に立った司法改革という文脈から乖離してしまうと思われまます。

法科大学院制度自体が織り込んでいたように、法曹人口を抜本的に増大させていくとい

う国家目的がやはり原点です。司法審意見書の、2010年までに3,000人という目標も、この段階では法科大学院整備状況は全く白紙の段階であったので、今となつては、この数値目標は極めて控えめな数値目標だと解釈する余地が十分にあります。現在、法科大学院が74校設立され、少なくとも、法曹の志願者が潜在的に多数存在しているという社会的実態もあります。一定の母集団を構成し得ることが把握できた現在にあっては、法曹人口の増大はできるだけ前倒しにすべき事情変化が生じたと言ってよいと思われまゝ。これは、私が繰り返し強調しておりますように、法科大学院修了者を特に優遇するということは絶対にしてはいけないことだという前提の下での議論です。

法曹人口増は、今まで法曹サービスが高値の花であったことに伴い泣き寝入りしていた法律弱者に対して、そこへのアクセスルートをたくさん安く用意するという目的を持ちます。

法科大学院修了者の就職先を確保するためではなく、大学院の生き残りのためではなく、消費者主権の観点こそ、法曹人口論議では根源におかなければならないと考えますが、先ほど来の議論は、それと完全にずれているという印象を強く受けました。

第4に、2006年度合格者の在り方をめぐる議論です。これについては様々な提言や議論がなされております。先ほど、先生方の意見の中にもございましたが、もともと法科大学院修了者の7,8割が合格するような水準が前提であったとする議論があります。これは、法科大学院修了者の数を超えて十分に合格者が生じることが前提ですから、前提を欠くときは、当然ながら何割が合格するかは異なってきます。一般的に過少な法曹人口からは、合格者総数が相当に増大することは合理化されますが、全体の枠が小さいときに、その小ささを問題にせず、現行司法試験との枠の奪い合いという観点から法科大学院を手厚く遇せよという議論に変質することは正当化できないと思われまゝ。まだ修了者も出ていないという段階から、きっと品質が良くなるはずだから、現物を見ないで先物取引に応じよという要求は不当であるとも思われまゝ。もともとの合格者枠の設定こそ議論の対象とすべきです。

じっくりと基礎的素養を学ぶべき法科大学院が、合格者が過少なことにより予備校化してしまうという議論があります。しかし元の試験自体、かなり無理があるものの、試験で一定の法曹の資質を測ることができるという前提があるから試験が存在しているわけです。この前提の下では、一定の前提を水準とするならば、合格者が多めか、少なめかは問わず、一定の水準の持ち主がまず受かるように制度を仕組むことが人為的に可能です。仮に予備校のようになったとしても、試験で本来の資質の持ち主が選抜できるという仕組みにさえなっていれば、その試験で一定の高得点を取れるように指導することは、法科大学院の使命とは何ら矛盾しません。

すなわち、試験で問う内容が適切であれば、予備校化それ自体を非難することはできないはずで、この種の議論は供給者の論理であるという印象を持たざるを得ないわけであり、大量の合格者輩出が、いかに市民、企業の利益を増大させるのかという視点を欠いていると思われまゝ。もともと合格者増は消費者のためのものだと考える必要があります。

なお、プロセス教育を行う法科大学院には独自の意義があるという議論がありますが、人の能力には様々な性質があります。三つに分類できますが、第1に、学校で養成できるものならば、学校教育の充実が能力養成の手段たり得ます。例えば高校過程までの基本的科目はこれに当たります。第2に、学校での養成は難しいが試験で測定ができるというものであれば、これは試験を行えば分かる。英語、漢字、職業技能に関する検定試験の多く

はこれに当たります。第3に、学校で養成することも、試験で測定することも簡単ではないが、仕事などで実際にその人を使ってみれば分かるという能力もあります。法曹を含め、創造的な職業の適性の多くはこれに当たると思われます。

養成や試験に過度のウエイトを置くことは、能力に対するあまりにもナイーブな認識です。プロセス教育などと言いましても、それが功を奏する法科大学院がどれほど生じてくるのかは、今の段階では未知数と言わざるを得ません。

せっかく出来た新司法試験の枠組みを無意味なものにするべきではないという議論があります。しかし、司法改革では量的充実を目指すことに最大の眼目の一つがありました。新司法試験もその手段の一つとして考案されたものですから、現行司法試験、新司法試験共々その一環である以上、新司法試験だけが特別の地位に立つわけではありません。両制度を並存させるという政策的選択をした以上、それぞれが対等に遇されて、法曹人口増大の一翼を担っていくということが求められているというべきです。

また一方で逆の議論、これはある新聞の社説ですが、法科大学院は適正数に淘汰されていくべきだという議論もあります。しかし、この議論が成り立つためには、淘汰をもたらすような、合格者枠自体が合理的だという前提が成り立つ必要があります。最適合格者数が必ずしも淘汰をもたらす水準に収まる保証がない以上、これまでに一回の1,500とか3,000の数値、あるいは800という数値を前提として、法曹を目指す意欲のある志願者が集う一定の、少なからず集う母集団を人為的に廃止するということは、統制経済的な割当ての思想の発現と言わざるを得ません。

また、大量不合格者が出るのは当然であり、法科大学院では法曹資格を取らない人を企業などに斡旋するべきだという新聞の社説がありました。しかし、法科大学院修了者のすべてが判・検・弁護士になる必要性はないものの、このような議論は、学歴だけで他の仕事を探せというものです。今の制度では資格のない者の法律事務は業務独占で禁止されているわけですから、中途半端な権限の下での仕事のみをやらせる必要があると考えるのは適切ではないと思われます。むしろ多くの人に資格を与えた上で、いかなる仕事で活用するかは市場の選択にゆだねるべきです。

最後に、今後の司法試験合格者の在り方についての私の提言を8点申し上げます。

1つは、2006年度の1,500人という数字は目安でありまして、これにこだわる必要はないと考えます。総枠は初年度から2,000人規模を超えてもよいと考えます。これも、先ほど申し上げた事情変化がありますし、法科大学院の設立それ自体はニーズの高まり、供給サイドの条件の整備を表しているわけです。また、国民の司法に対する期待も、例えば行政事件訴訟法がこの4月に新しく改正されて施行されますし、知財訴訟についても、職務発明規定紛争始め様々なニーズの増大があります。司法審意見書の時にはなかった事情が加わって、相当大きな増大が見込まれます。法科大学院関係者のためではなく、国民のためにこそ、合格者枠を見直すべきだと考えます。

2つは、2011年の3,000人の目途についても、これも目安ですから、必要なら政治的意思決定にゆだねても、達成の前倒しが必要と考えます。2007年での達成もあり得ると考えるべきです。これも国民ニーズが前提となります。

3つは、フランスと人口当たり同等という観点からも2015年くらいまでに、年間合格者12,000人を目途に人口増を達成するべきと考えます。予備試験と併せて資格付与を行えば、決して無理のない数字だと考えます。これほど増やしたら大幅な質の低下があるのではないかという懸念が考えられますが、参入の増大で競争が促進されること、そ

れで質の向上が見込まれることから、少なくともこれまでの法曹と同等上位の数の集団について見れば、必ず質は向上します。下限はいくら試験による選抜とはいえ、質が低下する可能性が大きいと考えられますが、それに応じて品質の徹底的な情報開示さえ存在するなら、納得してその法曹に頼む消費者は不測の損失を被らない。そうでさえあれば、むしろ手軽な法曹サービスへのアクセスが可能になって、国民の福利厚生は増大するということとなります。重要なことは、質がどうなろうと、その質についての徹底的な情報の非対称策を講じておくことが必要かつ十分な施策であって、法曹の数の増大自体が質の低下という弊害をもたらすということはないということです。

4つは、先ほどの三つの類型で申し上げましたように、そもそも法曹の仕事は試験や学歴で判断することは非常に困難です。仕事で実際に使って見なければ分からない質を確保するために試験や学歴を使うという発想自体がもともと破綻していると思われます。学歴も試験も、実務者になるための通過儀礼にすぎないのでから、仕事をさせてみることで、仕事での成果が市場にフィードバックされることで能力が判定されること、これ以上に確かなことはないと思われます。

5つは、差し当たりの司法試験合格者につきましては、総人数が仮にいかに設定されようとも、すなわち800人だろうが1,600人だろうが、これと関わりなく絶対の前提としていただきたいことは、新試験と現行試験との間で、能力資質における完全な平等を確保することです。言い換えれば、最初に両試験相互の枠がアプリアリに存在し、それに合わせて下限がどうであろうと人数を割り振るという市場の資源配分をゆがめるような愚を犯してはならないということです。試験時期がずれるために多少の技術的困難は伴うと思われますが、例えば論文試験の結果だけでも、サンプル調査にせよ比較を行い、同じ法曹資格者に与えられるにふさわしい資質を測るという建前が存在する以上、合格者の下限の能力を同等にするような各合格者の下限の能力水準を設定し、それぞれの合格者の数は、その時々之母集団によって異なりますが、現実のサンプル調査を踏まえて人数が決まるといふ発想こそ、健全な発想だと思われます。あらかじめ枠を議論するという議論の仕方自体に極めて疑問を感じます。

6つは、同様のことは予備試験合格者と法科大学院修了者との間の関係にも完全に妥当します。これら双方の類型も、完全に対等に扱うことが重要でありまして、このような前提により初めて緊張感を持って法科大学院の切磋琢磨を行う動機付けが生じます。

具体的には、法科大学院修了者の本試験合格率よりも予備試験合格者の本試験合格率が小さくなるように、予備試験の合格者を決定しなければならないということです。予備試験合格を不当に絞り込み過ぎないようにするための必須の安全装置と言えます。

7つは、法科大学院の設立自体が比較的自由であったことは、多くの大学院の設立を促し、法曹への関心を社会的に惹起（じゃっき）したという側面があったと思います。そのことには意義があります。結果として、健全な目的とシンクロし、合格者の増大圧力として政治的に機能する可能性が強いことも一定程度評価できます。しかし、その原点は消費者主権の確立でありまして、独自の特権を主張するがごときは不健全な動きであって、国民の支持は到底得られないと考えます。法科大学院としてアピール活動をされるのであれば、自分たちの合格のためではなく、消費者のための法曹輩出という観点からの動きをなさらないと、外のだれも評価しないだろうと確信いたします。

8つは、最後ですが、他のルートとの対等性を前提として健全に創意工夫を重ねる歴史が定着していけば、当然ながら十分な教育効果を発揮できるだろうと思います。目的は、

現在取り沙汰されているのとは違う意味で、試験での高得点能力ではなく実務者としての深い素養をじっくり身につけさせるといふことのはずです。それが法曹サービス市場で評価されることとなるようにしのぎを削っていただきたい。例えば、法と経済学ですが、私の今の議論は、非常に初歩的な法と経済学の教科書レベルの議論を単に資格試験に当てはめただけですが、法曹サービスや資格試験について極めて明確な政策的羅針盤を与えてくれます。これは法曹の卵に対してのみならず、法科大学院の関係者に対してもそうだと思います。このような分野についても十分御理解いただいて、専門家の方々には、法曹養成の在り方について、もうちょっと論理的で多角的なアプローチをしていただきたいと思ひます。

【上谷委員長】ありがとうございました。それでは御意見に対して、委員の皆様方、御質問がありましたらどうぞ。

【小幡委員】一点だけよろしいですか。福井先生のお話の中でですね、ユーザーのための法曹ということとは良く分かりましたが、司法審意見書の2010年には3,000人を達成ということも状況が変わったので前倒ししていいのではないかというようなお話でございましたけれども、状況が変わったというのは、ユーザーの観点、あるいは法科大学院が出来たからという意味での状況が変わったという意味ですか。その点をお伺いしたいのですが。

【福井教授】その点は両方あるのではないかと思います。法科大学院が出来たということについて、出来たからたくさん通せという文脈は私は賛成しませんが、出来たということは、法曹サービスに関心を持つ若者が非常に増えたということですし、これは大事にすべきであらうと思われるわけです。もう一つは、国民の法曹サービスに対するニーズという意味でも、高度化して複雑化した訴訟類型が増えている。しかもその分野に対して法曹サービスを求める現実のニーズがありますので、そういった分野に合わせて法曹の数が増えた方が、高度なサービス、低度のサービス、それぞれに対して充実したサービスが可能になるのではないかという趣旨です。

【上谷委員長】他の委員ございますか。では私から1点お尋ねしたいのですが、新司法試験であれ現行司法試験であれ、情報の開示が重要であるとおっしゃるわけですが、その開示すべき情報の内容ですね、これをちょっと御説明いただけますでしょうか。消費者が選択できるためのものとして、具体的にはどういうふうなものをお考えでしょうか。

【福井教授】弁護士の場合ですと、広告についてもっと自由化するというのが一つあります。また、情報開示についての法的な義務付けも十分検討に値すると思ひれますが、例えばその弁護士が、過去にどのような分野でどのような業務歴を持っているのか、あるいはどのような事件に、例えば法廷弁護士として何件かかわって、そのうち勝訴、敗訴、和解がどれだけあったのか。あるいは法律相談業務についてはどの分野に何件かかわっているのか。さらに報酬についてはどの業務に対していくらなのか、こういったことをできるだけ事前に明示させる、できればインターネット、ホームページ等で開示させることが消費者にとって大変重要なことではないかと思ひれますが、現在は会ってみて相談をするまでは

ほとんどこういった情報が明らかになりませんし、ほとんどの弁護士は今のような情報を隠す傾向があります。そういう政策に力を入れる方が、プロセス教育なる法科大学院教育に力を入れるよりは、はるかに重要な先決の前提なのではないかと私自身は思っております。

【上谷委員長】例えば、今おっしゃった中で、訴訟なんかの場合ですね、これは、勝訴、敗訴という判決が出た場合には非常に分かりやすいわけですが、契約業務だとか、例えば私の場合、法廷に出るケースはそう多くはございませんので、契約締結で相談に乗るという場合が多いのですけれども、そういうような成功した、成功しなかったというのは非常に分かりにくいのですよね。例えばどのような形で情報開示をお考えになっているのかということですが。消費者に分かりやすくということでは。

【福井教授】おっしゃるとおり、はっきりと白黒がつく法廷業務ですと分かりやすい判決書があるわけですが、もちろんコンサルティング業務、様々な書類作成業務についても重要な役割があります。勝った、負けたという基準ではありませんが、どういう業務についてどういう内容のことをやったのかななどを、もちろん個人情報ですとか、企業情報の秘匿は前提とした上で、できるだけ消費者に対して、自分の法曹サービスの品質を納得させることができるように説明することに努力するべきではないかという趣旨です。

【上谷委員長】他にございますか。では時間が迫っておりますので、もし後で時間がございましたら改めてお聞きする機会があると思っておりますので、それでは最後に槇枝さんから、お話を伺いたいと思います。

【槇枝弁護士】槇枝でございます。先ほどの委員長の御説明で、私も法務省素案というものについて多少誤解があったようですが、昨晚用意したペーパーなものですから、せっかくの議論を巻き起こしてくれたシミュレーションですので、報道試案とでも読み替えてお読みいただきたいと思います。

本日の意見を申し上げるに当たって、私の基本的な立場を申し上げておきたいと思っております。今日の司法改革は、当然のことながら、司法制度改革審議会の最終意見に沿って進められております。この審議会の最終意見について、審議の過程においても、最終意見の内容においても、大変に評価しております。

したがいまして、本日の私の意見は、私個人の意見というよりも、審議会の意見に照らしてどう考えるべきかというものであります。その場合、2年間にわたって議論が重ねられた審議会の意見書というのは、様々な問題に目を配りながら体系的に整理されておりますので、意見書の一部のみを取り上げることは理解を誤ることになると思っております。体系的な文脈全体の中で、諸問題を考えていく必要があると考えております。

そこで、審議会の意見の基本的な考えですが、審議会は、今次改革の出発点を法曹の人的基盤の整備確立に置いております。この人的基盤の確立とは、法曹の質の向上と量的拡大であります。その方途として打ち出されたのが、法科大学院を中核とする法曹養成制度への転換であります。50年余にわたった現行試験は、2パーセント前後という低い合格率という資格試験として不正常なものだと理解しておりますが、そのため法曹教育の多くを受験予備校に依存するという状況を招きました。この現状の下で、現行試験の合格者増

員によっては質の向上を伴う量的拡大は困難との審議会の判断に立つものと理解しております。私もこの意見には何の異論もありませんので、本日のテーマについてもこの基本に即して意見を申し述べることにします。

現行試験のみが行われるのは今年が最後となり、来年以降5年間にわたり、現行試験と新司法試験が併行して行われます。この併存は、制度移行期における受験者の不利益に配慮した経過措置と考えております。審議会が併存期間を5年とした根拠は承知していませんが、現行試験の平均受験期間が5年強であること、そして、初めて発足する法科大学院等の整備に要する期間からすれば、それなりに合理性があるものと考えております。

本日のテーマについては、当面、平成22年度の司法試験合格者総数3,000人達成を目標に考えるとしまして、三つの問題があります。まず第1は合格者総数の増員のペース、第2は現行試験合格者の減少のペース、第3が新司法試験の合格者推移のペースであります。これら三つは相互に関連いたしますが、検討の順序としては、確定要素を把握しやすい現行試験から考えるのが良いと思います。理由は、現行試験の合格者が審議会答申にある1,500人を昨年達成し、今年も1,500人が予定されており、かつ、現行試験は、平成22年度をもって廃止されることが確定しておりますため、その合格者が年々減少していくことが当然に予定されているからであります。

この併存期間中は、二つの異なる試験で同一の国家資格を付与することになりますが、試験において不可欠なことは受験者にとって公平であるということであり、同一の資格試験においてさえ、合理的な理由なく年によって判定基準が異なれば不公平となります。異なる二つの試験の間でこの不公平感をどう除去するかも、本日のテーマを考える視点として重要と考えております。

先ほどの言われる法務省素案は、現行試験の減少ペースとして、平成17年度の1,500人、場合によっては1,500人以上を想定しているのかもしれませんが、これをペースに、毎年おおむね半減することとしたものかと推測しております。ところで、現行試験の併存が受験者の不利益を軽減するというものであることを前提としつつ、減少ペースを予測する判断要素として考慮すべき一つには、現行試験の受験者がどう推移するかということがあります。

現行試験の過去で最大の受験者数は一昨年の4万5,000名強であり、昨年は約2,000名減少して4万3,000名強でした。昨年の主要な減少要因は、法科大学院への進学によるものと推測されます。法科大学院が2年目となる今年からは、法学部在学生の現行受験者はかなり減少すると予測されますが、昨年不合格となった現行受験者で法科大学院に吸収される人員はそう多くは想定されないと考えております。したがって、今年の現行受験者は3万数千人程度かと想定しております。

しかし、来年以降の現行受験者数の推移については予測がかなり困難であります。昨年の現行受験者の出願時平均年齢は約32歳であります。ということからすると、現在の受験者は相当長期間受験を継続していると考えられます。しかし、来年以降の受験者数の推移は、それら受験者の進路選択、つまり、法曹志望を継続するか否かにかかっていると思われる。その意味で、今回の予測数値は、新司法試験の合格者数より、現行試験の合格者数の減少ペースに大きな影響を与えていると思います。それを明示することによって、現行受験者の進路選択に一つの指標を示したことになるからであります。

しかし、仮に年ごとに半減と予測しても、それは平成22年をもって廃止という既定方針に従った、あくまで大まかな目安を提示するものでしかないと思います。なぜなら、現

行試験はこれまで60年近い実績があり、採点基準も合否判定の方法も公表されております。したがって、今後もこれに沿って合否を判定するべきであると考えからであります。現行試験の合否判定基準を恣意的に変更することは、移行措置を設けた趣旨にも反すると考えます。その場合、合格予定人員が500人であった昭和36年から平成2年までの30年間においても、実際の合格者数は最大554名、最小は446名と、上下100名以上の幅があったことを考えれば、予測を立てたとしても、必ずしも予測数値どおりには行かないと思います。

次に、新司法試験の合格者数の推移であります。法務省素案の考え方の根拠を承知しておりませんが、私は、審議会の数値目標である、平成22年度3,000人達成を目標とした、新旧合わせた合格者の増員ペースの想定があつて、それを前提として考えられているのではないかと考えております。

ところで、素案が想定する新旧合格者総数の増員ペースとして、来日以降1,600人、2,000人、2,500人、2,900人というのは、従来からすればかなりのハイペースであります。審議会の意見では、「平成16年からの法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切り替えが予定される平成22年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである」とされており、それによって平成30年ころまでに実働法曹人口5万人を達成しようというものであります。

素案の増員ペースは従来に比してハイペースではありますが、併存する現行試験の合格者と法科大学院の現状等を考えれば、恐らく可能であると思われる。ただ、ここでもやはり審議会の次の指摘を踏まえる必要があります。すなわち、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成制度とは、法曹となるべき資質、意欲を持つものが入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とし、さらにそれらの実効性を維持する仕組みを具体的に講じるべきであると指摘されております。法科大学院構想が、法曹の質的向上を伴う量的拡大の追求であることからして、重要な指摘と考えます。

ただ、ここにおける実効性担保の具体的方途として認証評価制度が設けられましたが、御承知のとおりまだ機能していない状況にあります。したがって、評価制度が機能するまでは、修了者の新司法試験による合否判定によるしか担保の手立てがないわけであり。そして、審査委員の合否判定に当たっては、やはり審議会の最終意見を踏まえる必要があります。すなわち、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とするということであり。

ここで、新司法試験のみの合格予定人員をどう想定し得るかではありますが、現状では予想は極めて困難と言わざるを得ません。審議会が述べる新司法試験の目的に照らして、この判定に合致する法科大学院修了者をどの程度確保できるかは、ひとえに来春までの法科大学院の教育の成果にかかっていると思います。

新司法試験で修了者の一定割合以上を合格させるということも、一定割合以下に合格者をとどめるということも、審議会の意見に沿うものではないと考えます。審議会の意見書は、それぞれの法科大学院は、法曹となるべき資質、意欲を持つものが入学し、その過程を修了した者のうち相当程度、例えば約7、8割の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきであるとしております。これは、各法科大学院が、適切な入学選抜

を行い、相当程度の合格者を輩出させるだけの充実した教育を行う責務を、法科大学院が学生に対して負っているということであります。

それぞれの大学院がこの責務を果たし得るか否かによって、より早期に3,000人目標が達成し得ることもありますし、達成が遅れることもあると思います。

いずれにせよ、合格者の総数を、それぞれの試験結果を離れて、新旧試験で割合的に分け合うという問題ではないと考えております。以上です。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。それでは委員の皆さん、御質問がございましたらどうぞ。

【本間委員】現行試験の合否判定基準を恣意的にすることに対しては疑問を投げかけられており、もう一方で、新旧試験で合格者総数を割合的に分け合うという問題ではないとおっしゃるわけですが、まず、第1点は、実際に500名から1,000名、1,500名と、現行試験で合格者数を増加している中で、併行期間中の合否判定基準について、どのレベルに合わせるべきとお考えか。それが第1点であります。

もう一点は、新旧試験、それぞれだいぶ内容が異なるものと予想されておりますけれども、そのときに、それぞれの割合的に分け合う問題ではないということについては、それぞれの試験で合格基準を設定し、それをクリアした人数は採用すべきだとお考えになっておられるのかどうか。この2点をお願いします。

【槇枝弁護士】第1点ですが、要するに法曹人口を増員するべきである、私自身は30年間500人とどめたというのはとんでもない話だと思いますけれども、その反省の上に立って、法曹人口を増員するべきであるという政策観点から門戸を広げていったわけですから、これについては受験者に対して何ら不利益を与えていないと考えています。今後は、むしろ門戸を狭めていくわけですから、狭めるに当たって、合格ラインを、ハードルを非常に高くしていくということは、5年間の移行措置ということを設けた趣旨に反するのではないかと考えております。

もう1点、新旧の配分の問題については、私は、公平に同一の国家資格を与える以上、どういう風に公平性を保てるかということをしていろいろ考えてみましたが、どうしても同じ試験ではないですから、試験同士を比べることは無理だと思うのです。その意味で言うと、今までの現行試験の判定基準を、現行試験においては維持し、新司法試験においては、新司法試験の目的とされている判定基準によって判定する、これによって、それがどこまで公平かは分かりませんが、それ以外に方法はないというふうには思っております。

【小幡委員】今まで現行司法試験の合格者数500人時代が30年間近くあって、法曹人口を拡大しなければならないという政策の下に、今年度、来年度と1,500人となるのでございますが、現行司法試験は新しい連携法あるいは司法試験法の下で、なくなるということは法律、制度によって明らかになっておりまして、そこは経過措置として位置付けられている期間でございますね。そこで、現行司法試験の方に対する一種の救済措置という見方があるかと思っておりますけれども、先ほどのお話ですとそこはあまり救済というふうには見ないという趣旨だったのでしょうか。それからもう1点はですね、御説明の中で、現行

受験者の進路選択の一つの指標を示すという、そういう意味合いがあるということを強調されていたかと思いますが、そうなりますと、ある程度の人数を少なくとも旧試験については明確にしておく必要性、というのをどういうふうにお考えなのか、その辺をお伺いしたいのですが。

【槇枝弁護士】もちろん移行措置は不利益を最小限に止めるということですから、救済だというふうに理解しております。救済期間として5年間を置いたと、5年後にはなくなるということで、これによって、一つは現行試験を受験してきた人たちは、御自分の進路選択をその間に考えるということになると思うのですね。もう一つは、ここで一定の数値が公表されることが、結果的に、進路選択の一つの指標になると思うのです。現に、新聞報道がされただけでかなりの指標にはなっております。ただ、私はそれは一つのシミュレーションの指標ではあるけれども、基本的に言えば、現行試験が存続している間、現行試験のこれまでの合格判定基準によって合格し得るのだという理解も、もう一方の指標としては必要ではないかと考えているのですけれども。

【上谷委員長】他にございましょうか。それでは、一応、槇枝さんに対する御質問はこれで終わりということにして、あと時間はわずかでございますけれども、後の方のお話をお聞きしたことに関連して新たな御質問等ございましたら、どうぞお聞きください。

それから、福井さん、槇枝さんの御議論の中で、法科大学院に対する御注文とか、御意見等もあったかと思しますので、そういうことについて、法科大学院側から何か、福井さんなり槇枝さんなりに聞きたいことがあれば、相互でお聞きくださっても結構です。あるいは、福井さんなり、槇枝さんの方から、法科大学院の方々に御質問になりたいことがあれば、この場でお聞きくださっても結構です。

【本間委員】福井先生に教えていただきたいのですが、先ほどのお話では、資格、資格試験といったものの限界についてかなり強調なさっていたと思います。ただ、それにも、限界のみならず、一定の効用もあるかと存じます。そういった先生の観点から、新司法試験がどのようであればよいか、特に合格者数の考え方においてどのようであればよいかを、もう一度御教示いただければと思います。

【福井教授】私は、強調申し上げましたように、いかに前提として法科大学院のプロセス教育が存在していようとも、最終的に判定するのは資格試験の一発の試験ですので、新司法試験、もちろん非常に工夫していい問題を出されつつあるということはよく承知しておりますが、その試験に通ったからすべてオールマイティだとか、あるいは落ちたから法曹資格者にふさわしくないというような、いわば二者択一の選択を過剰に強いることはあまり適切ではないと考えます。その意味で、ここは法科大学院の関係者の方と通じるものがあるのですが、基本的には、新司法試験といえども旧司法試験といえども、あまり極端に絞ることなく、例えば、法曹人口が最低水準のフランス並みにすら達していないので、そこに追いつくような総枠の設定を早期に達成していくことが、自ずと試験自体のための教育というよりは、もっと深い素養につながると考えております。試験それ自体は重要ですが、それ以上に、それのみによって完全な適性が担保されると考えるほど絶対的に楽観視すべきではないというのが基本的立場です。

その上で、数についてのお尋ねでございましたので、もう一度整理してポイントだけを申し上げますと、今の槇枝先生のお話をお聞きして大変共感するところがありました。例えば現行試験について現在の合格者の人数を前提としたときの質を維持されるという御指摘がございました。私もこれは賛成です。としますと、例えば、現在1,500人水準で推移しているわけですから、1,500人通すときの一番下限の能力の人は、現在の司法試験の建前かもしれませんが、資格試験という目的に照らして法曹たる適性を備えているという政策的な割り切りが存在するわけです。その人たち、すなわち1,500番目のボーダーライン上の人と同じ程度の難しさの試験、例えば同じような難易度の試験であれば同じくらいの素点を取れる方については、併存期間といえども当然に合格とすべきであろうということが、まず大前提としてあると私も思います。

先ほど私が強調申し上げましたことは、新司法試験と現行司法試験について、必ずしも比較が容易でないということはよく承知しているつもりですが、これも先ほど申し上げましたように、新であろうと旧であろうと同じ法曹資格を与えることが前提です。要するに、新を通った人に何か特別の特権があるとか、旧についてそれがあるというわけではなく、同じだけの能力があるという政策的割り切りをするために試験を行うわけですから、新と旧についても、何らかの尺度以上の法曹としての資質を備えていることの確認をする試験でなければならないわけです。そう考えますと、いくら試験の性格が違っても、両者の試験について、一定の能力水準について同等水準を想定して横並びの比較ができないということは、試験の実施自体が崩壊する前提をとることになると思います。同じ資格試験である以上、どこまでの水準であれば法曹にしてもよいと情報の非対称の観点から割り切る選択をする以上、やはり同じ年次に行う新の試験と旧の試験も、ボーダーラインは、試験の種類が仮に違って、この段階で同じ能力を表すものでないといけないと思われるわけです。そうしますと現行試験の1,500人水準のボーダーラインの設定水準をまず今度の旧について当てはめて、旧の合格者と新におけるそれを置き直した意味での同等水準の人を合格させる。その結果が1,500になるのか1,700になるのか2,000になるのかは蓋を開けてみないと分からないと、こういうアプローチが論理的な順序としては最も整合的なアプローチになるのではないかという趣旨です。

【上谷委員長】どうぞ、法科大学院関係のお三方で、質問でなくても結構です、いろいろ福井さんなり槇枝さんなりの御意見をお聞きになっていて、若干御意見が違う部分もあるようですから、御意見がございましたら、この際、どうぞ御遠慮なしに御発言ください。

【山中教授】一つだけ質問ですが、司法制度改革審議会の意見書がありますが、あれを前提とされた議論なのか、それともこうあるべきだという先生の御発言なのか、ちょっとその辺が分からなかったのでお教え願えますでしょうか。

【福井教授】まず、私の本日申し上げました、少なくとも具体的な政策部分については、司法審の見解を前提にしているという意味です。ただし、司法審で出した目標年次と目標人数については、先程縷々(るる)申し上げましたとおり、もっと前倒しになる環境が整ったという理解でございまして、司法審の意見書の教育の位置付けや、資格試験の在り方それ自体は、妥当なものを示していると考えております。

【小幡委員】福井先生にお伺いしたいのですが、法科大学院を受かって法曹になる者の質と現行司法試験を受かって法曹になる者の質、これらはユーザーが判断するということには私はもちろん賛成です。本来両者は制度が違いますから、質というのも違うものになると思うのです。そうしますと、そこで必ずしも同じ尺度で測れるかという問題はございますが、徹底した情報開示、後でユーザーが判断することになるのだということになると、この人は法科大学院を出た人であるというのはもちろん情報開示されるであろうし、結果的に、それが本当によい法曹であると言えるかかというのは今の時点では分かりませんが、そういった形で将来判断されていくというのが福井先生の御趣旨かと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

【福井教授】おっしゃるとおりです。基本的には、例えば旧試験と新試験の併存期間の法曹については、いずれ活躍される時期に、同じような年代になれば法科大学院組とそうでない人が併存するわけですね。これについては、当然ながら法科大学院を出た、出ないというのは隠してもらわなければならないから、例えば私の議論を徹底すれば、どの法科大学院を何番で出た弁護士でございますというのには当然に開示を義務付けていたいただきたいわけですし、その法科大学院のそれぐらいの順位の人にしてみれば、出来が悪すぎるとか、ブランドロースクールでない割には立派な仕事をするということを経験者が判断できれば、それが健全な市場評価の在り方だと思います。ただそれは、法科大学院だからより容易に司法試験に合格できたとか、法曹になったという回路によってもたらされるわけではなくて、全く同じ土俵の中で、なってみて市場が評価し、そのサービスをユーザーが評価して、この人は法科大学院を出ているがゆえに、深い素養があるということを確認するようになれば、放っておいてもみんな法科大学院に行くようになるし、法科大学院に行った人は当然に実力ゆえに試験に通やすくなる。ですから、そのようなユーザーを通じた評価が確立される前に、法科大学院をア priori に優遇することは絶対にやめた方がよいという趣旨です。

【田邊教授】私がお聞きすることではないのかも知れませんが、福井先生にお聞きしたいのですけれども、現行司法試験と新司法試験の完全な平等を図るということをおっしゃいまして、その方法としてサンプル調査ということをおっしゃったと思うのですが、試験の中身がもちろん違いまして、新司法試験の場合には法科大学院制度として修習の前期課程を教えるというようなことも入っております。その場合に、そのサンプル調査というのはどういうふうにやればうまくいくのか。現在、適性試験の場合に二つの適性試験がございまして、そこでサンプル調査をやって比較をしているわけですが、質の違うものが入っている場合に、どのようにして比較をすればよいかということをお教えいただきたいと思っております。

【福井教授】これは技術的に難しいものを含んでおりまして、事務局より詳細に試験時期等もお伺いしたのですが、新試験は、5月に短答・論文で、9月に決定、現行試験の方は、5月短答、7月論文、10月口述、11月決定ということ。そうしますと、決定時期がほぼ同じですと全体を見てのサンプル調査はやり易いわけですが、これが難しい。そうしますと、例えば私の試案ですが、論文の結果については7月くらいになれば出揃うわけですので、口述についてはこの際さて置くとして、論文の結果について同一の科目につい

て、何科目か共通項をくくり出して、恐らく憲法、民法、刑法といった基本科目になると思われるわけですが、その出来栄えについて、一定の、いわば法曹としての資質を最低限担保している水準はほぼ同じくらいであるとして、それを何らかの尺度で置き直して決定をして、要するに何点までがだいたい同等に該当するということを決めてしまうという割り切りをすべきだというイメージです。

これは、確かにおっしゃるように難しい。質の違う、あるいは中身の違う試験を本当に横並びにできるのかという御懸念はあるかもしれませんが、それを言い出せば、究極は同じ時期に同じ法曹資格を与える司法試験で、しかも資格試験の建前の同等能力担保ということをやっているという建前自体が瓦解してしまうわけですから、同じ時期にやる以上、同じ能力がある人を同等に合格させましたということは、制度運用上、前提とせざるを得ないことだと思われるわけです。

もちろん種類は違うし、観点も違うかもしれませんが、法曹として世に送り出してよいかどうかの最低限の資質としては、やはり下限を同等にコントロールすることは、同じ試験をやる以上、不可欠の前提になるのではないかということです。

【上谷委員長】他にございますでしょうか。それでは、皆さん、長時間ありがとうございました。これをもちまして、本日予定していた事項はすべて終了いたしました。皆さまには、貴重な御意見をありがとうございました。